

女性活躍推進法に基づく行動計画

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構

女性の個性と能力が十分に発揮される雇用環境を実現するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和10年3月31日

2. 課題

- (1) 研究者における女性比率が低い。
- (2) 教職員の管理職に占める女性割合が低い。
- (3) ライフイベントを迎えた教職員がワーク・ライフ・バランスをとりにくい。

3. 取組内容及び実施時期

目標1：女性研究者の占める割合を20%以上とする。

令和4年4月以降

- ・ 教員や博士研究員等の募集要項には、研究・教育・社会貢献等の能力・業績を総合的に評価して同等と認められた場合には女性を積極的に採用する旨を明記する。
- ・ 機構本部及び各研究所に設置した男女共同参画推進室の連携を強化し、女性研究者に対する支援と環境整備を促進するとともに、機構本部や各研究所が男女共同参画に熱心で、女性研究者が働きやすい場所であることを広く伝える。

目標2：教職員の管理職に占める女性の割合を15%以上とする。

令和4年4月以降

- ・ 教育研究の充実に向けた必要な職場環境の改善、性別にとらわれない昇任等を行う。
- ・ 管理職等への女性登用の推進など、そのキャリアパスの確立の方策を講ずる。

目標3：教職員が育児・介護等のライフイベントにより在宅勤務を希望する場合、希望する教職員全員が在宅勤務制度を利用できるようにする。

令和4年4月以降

- ・ デジタル技術を活用した業務システムの導入等、情報セキュリティ確保を含めた取組を行うことで、在宅勤務可能な業務範囲を拡大する。
- ・ 在宅勤務を行わない者に過度な負担が生じないよう、また、人材育成に支障が生じることのないよう十分に配慮し、持続可能な組織体制を構築する。